



島根県報

令和5年6月27日（火）

第 4 2 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林 (森 林 整 備 課) 2

保安林の指定 (") 3

知事管理漁獲可能量の変更 (水 産 課) 4

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正 (総 務 課) 4

【特定調達公告】

放射性核種分析装置の購入に係る一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（規則第52号）

1 規則の概要

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴う引用する条項の整理
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第52号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成11年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表道路の項中「（昭和27年法律第180号）」を削る。

別表第2の1の表の（注）中「第2条第16号」を「第2条第18号」に、「第2条第17号」を「第2条第19号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第434号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (8) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (8) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
浜田市金城町小国イ958、イ959、イ982－5
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第436号

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量

- 令和4年6月28日 公表
- 令和4年12月20日 変更
- 令和5年3月22日 変更
- 令和5年6月2日 変更
- 令和5年6月19日 変更

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

17,300トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まさば及びごまさば中型まき網漁業	16,600トン
島根県まさば及びごまさばその他の漁業	現行水準

訓 令

島根県訓令第10号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第1知事印の項中

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 島 根 県 知 事 印 </div>	14ミリメートル × 8ミリメートル	消防総務課長	高圧ガス保安法 （昭和26年法律 第204号）及び 液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律（昭 和42年法律第	を
--	-----------------------	--------	--	---

			149号) に基づく免状の書換承認専用
--	--	--	---------------------

」

「

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 島 根 県 知 事 印 </div>	14ミリメートル × 8ミリメートル ル	消防総務課長	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号) 及び 液化石油ガスの 保安の確保及び 取引の適正化に 関する法律 (昭 和42年法律第 149号) に基づ く免状の書換承 認専用
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 島 根 県 知 事 印 </div>	15ミリメートル 平方	人権同和対策課長	島根県パートナ ーシップ宣誓書 受領カード専用

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和5年6月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

放射性核種分析装置の購入 2台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

島根県松江市西浜佐陀町582-1 島根県原子力環境センター

2 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する部局の名称及び問合せ先

〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町582-1

島根県原子力環境センター

電話 0852-36-4300 F A X 0852-36-6683

電子メール genshiryoku@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和5年7月18日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和5年7月18日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

- (2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和5年7月18日（火）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和5年8月2日（水）午前9時から同月3日（木）午後4時まで（同月2日午後5時から同月3日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和5年8月3日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和5年8月3日（木）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月4日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県原子力環境センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Name of goods and quantity to be acquired : Purchase of nuclide analyzers 2 sets
- (2) Deadline for procurement : March 29, 2024
- (3) Date and time of bidding : 4 : 00 p.m. August 3, 2023 (electronic bid submission period is from 9 : 00 a.m. August 2, 2023 to 4 : 00 p.m. August 3, 2023. Bids by mail must arrive by 12 : 00 p.m. on August 3, 2023)
- (4) Date and time for opening of bids : 10:00 a.m. August 4, 2023
- (5) Contact : Nuclear Power Environment Center, 582-1 Nishihamasada-cho, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-0122 Japan
TEL : 0852-36-4300